

告発状

平成28年 5月10日
平成27年 6月 1日

東京地方検察庁 御中

告発人

〒261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9
電話 090-4824-7899
職業 合同会社未来 代表
生年月日 昭和24年9月9日生
氏名 長野恭博 印

被告発人

警察官

住所 〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
職業 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第1課、
および世田谷署の合同捜査チームのメンバーの警察官 氏名姓名不詳
およびその責任者(氏名不詳)や外部へ情報提供をした警察官(氏名不詳)ら

検察官

刑法194条特別公務員職権濫用罪に該当する者

- 1) 東京地方検察庁 取調べ 檢察官検事 徳永国大及びその検察関係者
- 2) 東京地方検察庁 公判 檢察官検事 姓名不詳及びその検察関係者

刑法172条虚偽告発罪に該当する者

- 1) 東京地方検察庁 取調べ 檢察官検事 徳永国大 及びその検察関係者
- 2) 東京地方検察庁 公判 檢察官検事 姓名不詳 及びその検察関係者

裁判官

1) 逮捕請求を承認

逮捕請求を承認し逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官(姓名不詳)

再逮捕請求を承認し逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官(姓名不詳)

2) 勾留請求を承認

勾留請求を承認し勾留状を発行した東京地方裁判所の裁判官(姓名不詳)

再勾留請求を承認し勾留状を発行した東京地方裁判所の裁判官(姓名不詳)

3) 逮捕・勾留をして公判を行った、東京地裁刑事第三部裁判官岡部豪

第1章. 告発の趣旨

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の帮助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反帮助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「帮助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑ではなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共に犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その帮助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する帮助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「帮助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「帮助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の帮助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職權乱用罪」です。

1. 不法就労に対する帮助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる帮助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消ができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際について、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑など在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適当若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働くと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえず、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する帮助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するとおりで処分しなければ不当であり、帮助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば帮助罪だとするのは帮助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その帮助行為の处罚を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の帮助を理由にして、刑法の「帮助罪」を適用するのは、**帮助罪の乱用で違法です**。

不法就労の帮助理由に、（課長通達で要求された）「（内容虚偽の）雇用契約書」を正犯に提供したから、（法務大臣より裁量で）在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、（外務大臣より裁量で入国査証が得られ）日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法的帮助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査

証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができるとすることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、帮助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で帮助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の帮助罪が適用できるのでしょうか？？？この答えとして、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する帮助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、帮助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「帮助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の帮助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権乱用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権乱用罪の犯罪構成要件該当性については、

①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。

②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。

③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限行使しています。

特別公務員職権乱用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自動的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を提出いたします。

以下の被告発人の所為は、刑法172条虚偽告訴罪および刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第2章. 告発事実

第2章－1. 警察官

I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ったものです。

2. また 被告発人の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を嘘偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったものです。

以上2件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載しましたので、以下は犯行の動機、犯行目的などを記載します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。

不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する帮助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する帮助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告発人を不法就労の帮助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金等などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告発人は他の被告発人らと共に、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告発人らを虚偽の帮助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法帮助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就

労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となつたものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の帮助者としてでっち上げ、刑法の帮助罪を乱用しているのである。

金軍学の共犯者である告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

捜査の目的は、金軍学を帮助罪とするため、帮助罪を乱用し、在留資格取消の帮助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したことは、不法就労の帮助だとして、東京地方検察庁へ送検するための無理のある捜査をして調書を取ること、自白を強要するためであるが、在留資格は法律でなく法務大臣の裁量で付与するものであるから、虚偽の雇用契約書を提供した行為は在留資格の取得を容易にしたとは言えず、故意を立証する行為は違法です。

犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法帮助罪をした金軍学らの両者を犯罪者とすることで、先輩警察官、検察官、裁判官ができなかつた、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の帮助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、正犯は、法務大臣より在留資格取消（第22条の4-4項）を理由として、国外退去の処分さえ受けているので、在留資格取消の帮助とも言えないで全くの虚偽です。

したがつて、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よつて、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 警察官らの 虚偽告発罪の犯罪事実

1. 被告発人の警察官らは、平成22年6月中旬頃、持つてゐる職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、虚偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の帮助者である雇用者を不法就労助長罪で处罚せねばならないが、情により处罚したくないので、金軍学らを代わりの帮助者としてでっち上げ刑法で处罚させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（送検）したものです。

2. 被告発人の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持つてゐる職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪

が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（资格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の帮助者である雇用者を不法就労助長罪で处罚せねばならないが、情により处罚したくないので、金軍学らを代わりの帮助者としてでっち上げ刑法で处罚させることを画策し、内容虚偽の雇用契约書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反（资格外活動）の帮助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（追加送検）したものです。

以上2件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 と同じ。

送検は、金軍学を入管法違反帮助犯として刑事处罚を求めるものです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な手口で犯罪者にされたので、被告発人らの不法な虚偽告発は、単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

第2章－2. 検察官

I. 東京地検の取調べ検察官検事徳永国大のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契约書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（资格外活動）の帮助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったものです。

2. 被告発人の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契约書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（资格外活動）の帮助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったものです。

以上2件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 と同じ。

勾留状請求の目的は、金軍学を帮助罪とするため、帮助罪を乱用し、在留資格取消の帮助行為における嘘偽の雇用契约書を作成し提供したことは、不法就労の帮助だとして、東京地方検察庁へ送検するための無理のある捜査をして調書を取ること、自白を強要するためであるが、在留資格は法律でなく法務大臣の裁量で付与するものであるから、嘘偽の雇用契约書を提供した行為は在留資格の取得を容易にしたとは言えず、故意を立証する行為は違法です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段

で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 東京地検の取調べ検察官検事徳永国大のなした虚偽告発罪（172条）の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成22年7月下旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、嘘偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の帮助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学を代わりの帮助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（起訴）をしたものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

起訴は、金軍学を入管法違反帮助犯として刑事処罰を求めるものです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

III. 東京地検の公判の検察官検事 姓名不詳 のなした、特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬より、平成22年10月末日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判の目的は、金軍学を帮助罪とするので、在留資格の付与は法務大臣の裁量で付与するものであるが、虚偽の雇用契約書を提供したことが在留資格の取得を容易にしたとして不法就労の帮助だとして、公判を行うためです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

IV. 東京地検の公判の検察官検事 姓名不詳 のなした、虚偽告発罪（172条）の犯罪事実

1. 被告発人の検察官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の帮助者である雇用者を不法就労助長罪で处罚せねばならないが、情により处罚したくないので、画策通り、金軍学を代わりの帮助者としてでっち上げ刑法で处罚させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（論告求刑）をしたものです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

論告・求刑は、金軍学を入管法違反帮助犯として刑事处罚を求めるものです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法172条 虚偽告発罪に該当するものです。

第2章－3. 裁判官の告発事実

I. 逮捕状を発行した東京簡易裁判所の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

2. 被告発人の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の帮助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたものです。

以上2件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

逮捕状を発行した目的は、金軍学を帮助罪とするので、在留資格の付与は法務大臣の裁量で付与しているにも関わらず、虚偽の雇用契約書をしたことは在留資格の取得を容易にしたとして、東京地方検察所へ送検するための捜査をして調書を取ることと、自白を強要するためであるが、在留資格の取得行為と不法就労とは因果関係がなく、不法就労の帮助者は不法就労させた事業者であることは明白であり、刑事罰にならない在留資格取消の帮助行為を不法就労の帮助として故意を立証する行為は違法です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

II. 拘留請求を承認した東京地裁の裁判官の 特別公務員職権濫用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

2. 被告発人の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の帮助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

以上2件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

勾留状を発行した目的は、金軍学を帮助罪とするので、在留資格の付与は法務大臣の裁量で付与しているにも関わらず、虚偽の雇用契約書をしたことは在留資格の取得を容易にしたとして、東京地方検察所へ送検するための捜査をして調書を取ることと、自白を強要するためであるが、在留資格の取得行為と不法就労とは因果関係がなく、不法就労の帮助者は不法就労させた事業者であることは明白であり、刑事罰にならない在留資格取消の帮助行為を不法就労の帮助として故意を立証する行為は違法です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

III. 東京地裁刑事第三部裁判官岡部豪の 特別公務員職権乱用罪の犯罪事実

1. 被告発人の裁判官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4-4の帮助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者

収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幇助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。

尚、被告発人の裁判官岡部豪は、告発人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法で、幇助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。早急に断罪すべきです。

以上1件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」は 前記 I. 警察官らの 特別公務員職権乱用罪刑法の犯罪事実 に同じ。

公判開廷を行った目的は、金軍学を幇助罪とするので、在留資格の付与は法務大臣の裁量で付与しているにも関わらず、嘘偽の雇用契約書をしたことは在留資格の取得を容易にしたとして、東京地方検察所へ送検するための捜査をして調書を取ることと、自白を強要するためであるが、在留資格の取得行為と不法就労とは因果関係がなく、不法就労の幇助者は不法就労させた事業者であることは明白であり、刑事罰にならない在留資格取消の幇助行為を不法就労の幇助として公判を行うことは不法です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

よって、被告発人の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

第2章－4. 悪質な故意のある犯罪行為（告発事実の故意について）

I. 被告発人の犯罪の悪質性

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幇助論はぞっとします。

被告発人の嘘偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共に謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幇助行為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幇助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができるとして、殺人罪の幇助罪にも出来るのです。

もちろん、幇助罪ですから、故意がなければなりませんが、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前を銀行振り込みましたとしています。

告発人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社の採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告発人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来

ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告発人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、帮助罪ですから「故意」が必要になります。
それで、採用を任せた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。

求人を任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この行為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告訴人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告訴人に流れたとでっち上げるのです。

被告発人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きの店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告発人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。

中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、**警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。**

当事件は、前記しましたように、在留資格の付与は法務大臣が裁量で与えていますので、在留資格の取得を容易にしたとは言えません。省令で規定する卒業証書と違い、雇用契約書の提出は課長通達ごときで提供するものであり、刑罰を課される法的根拠は全くありません。明らかにでっち上げの犯罪といえます。

2. 入管法が主として外国人の処遇を扱う法律であり一般に知られていないことを悪用

（虚偽告訴の目的を追加補充）

不法就労の助長行為対策として入管法の趣旨では、不法就労の直接的因果関係は、不法就労助長罪に規定する事項です。

仮に内容虚偽の雇用契約書で法務大臣より、技術や人文国際などの在留資格を得たとしても、在留資格の範囲内で就労すれば、不法就労にはなりません。

不法就労になるのは、在留資格外で働いたので資格外活動の不法就労になるのです。しかし、外国人が、いくら不法就労したくとも、働かせる事業者がいなければ不法就労者になりえません。

それは、事業者が働く資格のない外国人を雇用した不法就労させたからです。雇用されなければ、100%不法就労者にはなりえないのです。それで不法就労助長罪が創設されているのです。

在留資格の付与条件は未公開であり、在留資格は法務大臣が裁量で与えたものですから、法務大臣には、在留資格の取消権限を与えています。

もし在留資格取消を受けたとしても、退去強制の行政処分であり、告発人を刑法の幇助罪で国外退去の刑事処分をさせることは出来ません。

このため、起訴直前の平成22年7月1日施行の入管法改正で、他の外国人に嘘偽の書類を提供、幇助して在留資格を得させた外国人は、国外退去の行政処分となった（以前は処分なし）ことからも、嘘偽の雇用契約書の提供がなんら犯罪にならないことは充分承知の上で、入管法という主として、外国人の処遇を扱う法律が、一般に知られていないことを悪用し計算された故意の犯行であることは明白です。

3. マスコミを使って、虚偽の情報操作で、犯罪を正当化した

この犯行をするにあたっては、警察官は捜査を指揮した検察官徳永国大と共に用意周到にマスコミに虚偽報道の情報操作までしております。

一般の国民には、不法就労に対する幇助罪である、飲食店で働かせた不法就労助長罪で逮捕されたような印象を与える一方、長期滞在できるビザを取らせるため、ウソの雇用契約書などを東京入管に提出させたとも報道しています。この犯罪は、そこまで計算され尽くした犯行なのです。

逮捕直後のお昼のニュースで、NHKはじめ全てのTV局が、一斉に事前に作成された同じ内容の映像と記事をニュースとして流しております。逮捕事実を受けてからの制作した報道でないことは、誰の目にも明らかです。

翌日朝刊では、読売新聞等が大きく虚偽報道をしていますので、情報源は警視庁であることは明らかであり、検察官も共謀しての捜査指揮のもとに、犯行が用意周到に計画されたものあることは明白で、犯行の故意は隠せないものです。

しかし、この虚偽情報により、裁判官に予断を与えたことは、否定出来ないと思います。

上記のとおり、この事件は、単なる適用法を誤って誤認逮捕した事件とは、まったく異なり、不法を覚悟での計算された犯行であるのです。

ですから、この事件に関わった、数多くの、全ての警察官、検察官、裁判官、そして弁護人までもが犯罪を犯しているのです。まさに司法疑獄事件となっているのです。

よって、この巧妙に計算された職権濫用の犯意は 悪質な 故意 であると言えるのです。

犯行目的は、若い検察官と警察が共謀して、誰もできなかつた、入管法違反（資格外活動による不法就労）に対し刑法幇助罪を適用することで、不法就労した外国人を入管法どおり刑事処分することが可能となり、警察史上、検察史上で、おそらくはじめての実績をあげることで立身出世を図るためと思われます。

被告発人の会社は公開準備中もあり資本金は1億6千万以上あり、大会社ですので、「大会社の社長のクビとったぞ」とやつたのです。

これが、実績となり、平成27年2月には「フィリピン外交官のクビとったぞ」とやってしまったのです。

日本を法の下で統治される国にしなければなりません。そのためには、一刻もはやく関係者を逮捕監禁して捜査をしなければ、恐るべき人権侵害被害はますます拡散されていきます。

III-II. 特別公務員職権濫用罪の故意

1. 特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性

「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕・監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、

- ①主体が特別公務員であること、……事実 警察官、検察官、裁判官です。
- ②人を逮捕・監禁したこと、……事実として逮捕・監禁されました。
- ③職権を濫用したこと、によって成立します。

職権を濫用したか否かですが、濫用とは、

職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事實上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

告訴事実に記載のとおり、内容虚偽の逮捕状等を裁判所に申請し、不法な内容虚偽の逮捕状を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

2. 特別公務員職権濫用罪の裏にある、(虚偽告訴)重大な故意

警察官、検察官らは、不法な逮捕・監禁をなすにあたって、正当な逮捕理由を装い、虚偽に、犯罪が思科される内容で逮捕令状を請求し(虚偽告訴)、逮捕令状を取得し、逮捕・監禁を巧妙に正当化していますので、虚偽告訴罪成立にも必要な、重大な故意のあることを、

前記 被告発人の犯罪の悪質性に加え更に述べます。

入管法違反(資格外活動による不法就労)事件は珍しい事件ではありません。

日常的に発生している事件です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さえせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の帮助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労罪で逮捕され、国外退去になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、無罪になっています。留学ビザでは資格外活動として風俗で働いてはいけないとか、週に28時間の就業時間を「決めているのは本則(入管法)でなく省令だからです。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の帮助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し嘘偽の書類の提出を帮助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、

入管法の嘘偽の書類提出の帮助が刑事处分の対象でないことは明白であり、
入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

不法就労に対しては、法の下の平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事处分することが、入管法の趣旨であることからも、不法就労の帮助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の帮助理由を刑法帮助罪の帮助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失)であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(资格外活動の不法就労)では、
不法就労した外国人を逮捕しますが、雇用者を不法就労助長罪で処罰せず、不法就労させられた外国人を、法の下での公平や恣意的な处分で国際法に反するのを承知で、少額罰金で刑事处分し、入管送りとして国外退去させていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。
これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。
私がわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。
このことからも警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、
取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、
「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」
「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」
「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。
誰も信じなかつたのは確かですが、このことからも計算された故意です。

3. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の存在を知らなかつた、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、
不法就労に関わる入管法事件を扱う司法警察官として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠たつて、職務を行うことは、
適用法誤りにより、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う警察官が、入管法を知らなかつたと言うのであれば、法治国家としての体をしていないので、許されることではありません。

警察官、検察官、裁判官らの特別公務員が、法律を知らなかつたので、
適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

よってこうした適用法誤りによる人権侵害がおきないように、警察組織、検察組織、裁判所の組織は法の下での統治を行う、罪刑法定主義によるチェック機能がついた司法行政になっていますが、事実、この事件では、なんら

機能せず適用法誤りにより実刑を受けております。さらに告訴状・告発状を受理せず握りつぶしていますので、国際社会の力をかりて、毅然として関係者を処罰しなければ、法の下での統治が実現しないのは明白です。

この問題は根が深いので、日本人の私だけでは解決できません。日本政府（司法行政）は、一部の日本人や多くの外国人に対して、法の下で統治せず、深刻かつ組織的な人権侵害を引き起こしています。助けてください。として、国際連合人権理事会に救援を求めています。

III. 虚偽告発罪の故意

入管法違反事件においては、警察官、検察官は、特別公務員職權乱用罪に加え虚偽告発罪で告発しています。

虚偽告発罪は、他人に刑罰や懲戒を受けさせる目的で、虚偽の告発をする行為を内容とする。
故意犯、目的犯であり、「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的」が必要であるので、
しっかり記載しました。

虚偽告発罪の「故意」についても、特別公務員職權乱用罪で記載した内容と同じです。

以下の記載は、当告訴に関する関連事項です。

第3章. 注釈的説明

1. 警察官の職務権限

刑事訴訟法

(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)

第一章 捜査

第百八十九条 警察官は、それぞれ、

他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、
司法警察職員として職務を行う。

○ 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、
犯人及び証拠を捜査するものとする。

司法警察員は、司法巡查が有する捜査に関する権限を全て有する。

司法警察員が有する特別の権限としては、以下のようなものがあります。

逮捕に関して

通常逮捕状の請求（刑事訴訟法 199 条 2 項）。

逮捕した被疑者の受け取り（同法 202 条、215 条 1 項）。

被疑者逮捕時の犯罪事実の要旨・弁護人選任の告知、弁解録取、釈放・送致の決定（同法 203 条 1 項、211 条、216 条）

差押、搜索、検証令状の請求（刑事訴訟法 218 条 3 項）

証拠品の売却・還付（同法 222 条 1 項但書）

鑑定留置処分の請求（同 224 条 1 項）、鑑定処分許可の請求（同 225 条 2 項）

代行検視（同法 229 条 2 項）

告発・告発、自首の受理・調書作成（同法 241 条 1 項 2 項、243 条、245 条）

検察官への事件送致（同法 246 条本文、242 条、245 条）

捜査機関

捜査は、捜査機関によってなされる。

刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。

一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）

特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）

検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）

検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）

2. 檢察官の職務権限

検察官の職務

検察庁法

（昭和二十二年四月十六日法律第六十一号）

第四条 檢察官は、刑事について、公訴を行い、

裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、

又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、

裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、

又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 檢察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

○ 2 檢察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、

刑事訴訟法の定めるところによる。

捜査機関

捜査は、捜査機関によってなされる。

刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。

一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）

特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）

検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）

検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）

捜査機関

捜査は、捜査機関によってなされる。

刑事訴訟法が規定する捜査機関としては以下が挙げられる。

一般司法警察職員（＝警察官）（刑事訴訟法 189 条 2 項）

特別司法警察職員（警察官以外の司法警察職員）（刑事訴訟法 190 条）

検察官（刑事訴訟法 191 条 1 項）

検察事務官（刑事訴訟法 191 条 2 項）

3. 裁判官の職務権限

裁判官の職務および権限 憲法 76 条 3 項

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

第七六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

（2）特別裁判所は、これを設置することができない。

行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

- (3) すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、
この憲法及び法律にのみ拘束される。

第4章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告訴及び職権濫用により、
金軍学は、懲役1年半、執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、
ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円で手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、
すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。
早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音（私は偉いんです）で握り潰せますが、
日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。
罪のない中国人を罪人にして、金（罰金）まで巻き揚げて、国外追放処分にしたのです。
国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徵用工なみの国際問題になります。
この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第5章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
(法の創設および改正趣旨)
4. 東京地裁判決

II. 関係情報

起訴状

(平成22年東地庁外領第6487、6624
平成22年檢第17461、17462、29215、29216)

III. 添付書類

起訴状1通

〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博
Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899